



Title	コメント4 国民国家化と基層社会
Author(s)	奥村, 哲
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニュースレター. 2008, 3, p. 65-67
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/27006
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

コメント4

国民国家化と基層社会

奥村 哲

最近私は日中戦争～内戦期の徵兵など、人間の総動員に絡む社会の変容について研究しており、その一環として、笹川裕史氏と共に『銃後の中国社会』(岩波書店、2007年)という本を出した。笹川氏のように土地調査事業そのものを研究したことはないので、今回のコメンテーターの役は、おそらく笹川氏を「徵兵」しようとした際の替玉だろうと、勝手に推測している。とはいえ、敵前逃亡罪で片山大佐に処刑されるのもまずいので、片山報告に関連して、国民国家化と農村の基層社会について、この間漠然と考えてきたことを記してみよう。

片山氏によると、10数年前にも片山氏の報告に対してコメントし、その際に旗田巍氏に依拠して、「中国の農村に境界なんてない」と言い放ったという。汗顏の至りだが、その後に「でも広東ではあるかもしれない」と付け加えたと聞いて、少しほっとした。なぜ付け加えたのかの記憶もないが、かつて江南の器械製糸業を研究した際に、製糸業のもう一つの中心地である広東のタイプが相当異なっていることがわかり、その背景に社会状況の相違があるのではないかと考えていたからかもしれない。江南の場合、1920年代以降に無錫や浙江で発展する以前は、ほとんど開港都市上海のみで、イタリアの技術と工場設備を直輸入したものであった。これに対して広東では、伝統技術との連續性が強い改良足踏製糸から出発して「漸進的に蒸気器械製糸に移行していったのであり、このため主に順徳・南海両県の農村部で発展している。また製糸金融においても、「第一次大戦前から1910年代中頃まで、江浙地方の第一の製糸金融の担い手は外商であった」のに対して、広東では錢莊など「中国の金融機関、資産家、生糸商が融資の担い手であつた」(以上の引用文は、曾田三郎『中国近代製糸業史の研究』汲古書院、1994年)。つまり、江南がまったくの移植型であるのに対して、広東の場合には近代以前との連續性もみられ、日本の近代製糸業の発展過程と類似した面を持っているのである。もちろん、養蚕が年に6回以上できるという自然条件によるものも大きいが、社会構造は経済のあり方と相互に規定しあうので、宗族関係の強さなど江南とは異なる社会関係が背後にある可能性もある。とすれば、「村」のあり方が華北とは異なることも、一応は想定できるであろう。

片山氏のこの間の精力的な仕事や今回の報告からも、境界線が存在していたことを実証しているようにも思える。にもかかわらず、広東の農村社会は私にとってはなおあまりに複雑・難解で、いまだ頭の中に鮮明な像を結ぶにはいたっていない。ことに、里甲制が民国期にお残存していたというのは、驚くほかはなかった。というのは、私のイメージでは、里甲制は元末の大動乱を経た明初という時代状況の産物であって、だからこそまもなく形骸化していったと思われるからである。民国期にお残存した里甲制は、農民たちの日常生活においては、どう機能していたのか? この点がよくわからない。

片山氏の諸論考では、宗族・宗教・堤防管理・治安の維持・税糧あるいは田畠捐の徵収

などなど、「地縁」に関わるさまざまな集団が複雑に展開し、日本のムラのようなすつきりした（もちろん単純化しそぎなのであろうが）地縁集団はみえない。おそらくそれが実態なのであって、日本のムラのようなかなりはつきりした帰属集団はなく、各戸あるいは個人は、事柄と状況に応じてそれぞれの集団に参加していったのではないだろうか。とすれば、地縁集団としての「村」の境界の問題も、農民にとっては濃淡を含めていくつかあるいは中の一つにすぎなかつたのではないだろうか？

このように書くのは、昨年のワークショップにおける小島泰雄氏のコメントに共感するからである。小島氏は、「中国農村に村境が存在しないことが多くの論者の注目を集めたが、主客を逆転して、なぜ日本農村では村境がこれだけ明確なのか、という問い合わせを併せて考える必要があったのではないか」と記している（『近代東アジア土地調査事業研究ニュースレター』第2号、2007年）。これに関連して、今回のワークショップの少し前に出た、ある新聞記事を紹介しよう。

スリランカの大学に65年から4年近く留学した。ある村に調査に入り、「村の境界はどこですか」と村人に尋ねた。村人は「村は自分の声が届くところまで」と、「フー」と大きな声を出した。「あなたが村の中心か」「そうだ」。声は農作業などに人手が欲しいという合図で、聞こえた人が来てくれる。誰かの声が聞こえると自分が行く。各人が村の中心で、村の境界は何重もあるということになる。「境界を一つにしてよそ者を排除する、という発想がない」と驚いた。（中村尚司「スリランカと私」『朝日新聞』2007年11月6日、朝刊）

この記事を鵜呑みにはできないとしても、明確な村境がない所はかなりあり、むしろ日本の場合の方が世界史的に例外に近いかもしれない。足立啓二氏がどこかに書いていたように、日本のムラは「境界」・「主権」・「国民（村民）」を備えた、いわばミニ国民国家であり、それが近代以降に他には見られぬ速さで近代化＝国民国家化したことの背景にあるであろう。そしてこのムラは、共同業務（水利・インフラ他）など内的な結びつきと、村請などの外からのものに対する結びつきが一体化しており、だからこそ他と区別する明確な境界を要したのである。そして権力もまた、こうしたムラを通して、良し悪しはともかく、密度の高い行政を行なった。

近代の国民国家化とは、農村社会においては農民の国民化であり、国家のさまざまな近代化あるいは防衛のために、基層社会を再編してそこからモノ・カネ・ヒトを動員できる体制を築くことであり、土地調査事業もその一環として行なわれる。片山氏は今回の報告で1930年代半ばの広東省の事例を分析する際、「郷の管轄域＝郷公所が独自に税捐を科派する地理的範囲」という仮説を提示し、この時点ですでに管轄域の前身となるものが存在していたが、不明瞭で争論となることもあり、公権力が明瞭にしたのだ、とした。しかし、私には先に示した疑問がなお残る。

一つの問題は、日中戦争以前の広東で、郷・鎮がどの程度行政機構として確立し、どの程度の日常業務を行なっていたのか、ということであろう。四川省の場合、郷・鎮という行政単位自体は以前からあったが、行政機構として確立したのは日中戦争下の新県制によ

ってである。それは日本と戦うために、大量の兵士など人的資源や食糧などの物資を、末端社会から動員し続けなければならないという事態にいたったからであった。日常的な行政機関となった郷・鎮は、10人前後の専任職員を抱え、また県などからおりてくる多くの業務をこなすためにも、財政は膨張して日常的に攤派を行なわざるをえない（天野祐子「日中戦争期における国民政府の新県制——四川省の事例から」、平野健一郎編『日中戦争期の中国における社会・文化変容』（財）東洋文庫、2007年。前掲、笹川・奥村『統後の中国社会』序論・第6章）。

この点で興味深いのは、旗田巍氏が、過酷な攤派に対応するために「近年、一部の村では村の課税範囲を固定化する傾向が生まれたが、それは県の課税範囲とは無関係に形成された」と書いていることである。華北においては、攤派は「清末・民国初年以降において顕在化し、内戦の過程で増大し、日本軍の占領下で急増した」（引用は『中国村落と共同体理論』、附録2「権力と村落」、岩波書店、1973年）のだから、この「近年」は日中戦争以後を指すと考えてよからう。そして我々が四川省档案館で民政庁档案の目録を見ていた時、新県制下で郷・鎮の区分あるいは境界に関して、多くの紛争があったことに気づいた。残念ながら、時間の余裕がなかったために、档案のタイトルをみただけで、詳細な検討は今後の課題であるが、総力戦下の基層行政機構の確立と攤派、そして領域の確定が、密接な関係にあったことは窺える。

片山氏が示した1930年代半ばの事象は、その後の日中戦争から中華人民共和国への流れの中にどう位置づけられるであろうか。困難は多いであろうが、今後の氏の仕事に大いに期待したいと思う。